

 \bigcirc

4 山形県公報

平成21年9月18日(金) 第2078号

^^^

毎週火・金曜日発行

目	次
---	---

		告	示			
○県議会定例会の	招集				· (財 政	課) …1017
			師についての変更…			
			旨の告示			
○予防接種の実施	iに関し協力して予	防接種を行う医	師及び予防接種を行	う主たる場所…	· (同) … 同
○県営土地改良事	業の施行に伴う工	事の完了		… (村山総合支	え 庁農村計画	課) …1019
○民有保安林の指	記定の解除				· (森 林	課) … 同
○農林水産大臣の	指定に係る保安林	予定森林の通知			· (同) … 同
) …1020
○道路の区域の変	更			… (村山総合支	7. 定广建設総務	課) … 同
○県道の供用の開	始			···· (同) … 同
			(村			
○県道の供用の開	始		(同) … 同
○開発行為に関す	る工事の完了			(村山絲	総合支庁建築	課) … 同
		公	告			
○長从亡生物港羽	今の宝歩				. (答 珥	細)回
○ 座外以 日初語 自	云の天旭				. (目 垤	床/ 11 円
		<u>#</u>				
		告	示			
山形県告示第843号		告	示			
	122年法律第67号)	-		県議会定例会を	·平成21年 9	月29日山形市
地方自治法(昭和	122年法律第67号)	-	示 ○規定により、山形	県議会定例会を	·平成21年 9	月29日山形市
に招集する。		-		県議会定例会を	~平成21年 9	月29日山形市
地方自治法(昭和		-	ラ規定により、山形			月29日山形市 栄 子
地方自治法 (昭和 に招集する。		-	ラ規定により、山形			
地方自治法(昭和 に招集する。 平成21年9月18		-	ラ規定により、山形			
地方自治法(昭和 に招集する。 平成21年9月18 山形県告示第844号	3日	第101条第1項6)規定により、山形 山形県知事	- 吉 柞	寸 美 ——	栄 子
地方自治法(昭和 に招集する。 平成21年9月18 山形県告示第844号	3日 	第101条第1項6	ラ規定により、山形	- 吉 柞	寸 美 ——	栄 子
地方自治法(昭和 に招集する。 平成21年9月18 山形県告示第844号 予防接種法施行会 り予防接種を行う主	3日 	第101条第1項6)規定により、山形 山形県知事	- 吉 柞	寸 美 ——	栄 子
地方自治法(昭和 に招集する。 平成21年9月18 山形県告示第844号 予防接種法施行会	3日 	第101条第1項6)規定により、山形 山形県知事	: 吉 柞	才 美 医師につい	栄 子
地方自治法(昭和 に招集する。 平成21年9月18 山形県告示第844号 予防接種法施行会 り予防接種を行う主	3日 	第101条第1項6	D規定により、山形 山形県知事 第1項の規定により	: 吉 柞	才 美 医師につい	栄 子 て、次のとお
地方自治法(昭和 に招集する。 平成21年9月18 山形県告示第844号 予防接種法施行会 り予防接種を行う主	3日 (昭和23年政令第 たる場所の変更が 3日	第101条第1項の	D規定により、山形 山形県知事 第1項の規定により	: 吉 柞	ナ 美 医師につい ナ 美	栄 子 て、次のとお
地方自治法(昭和 に招集する。 平成21年9月18 山形県告示第844号 予防接種法施行会 り予防接種を行う主	3日 (昭和23年政令第 たる場所の変更が 3日	第101条第1項の	D規定により、山形 山形県知事 第1項の規定により 山形県知事	: 吉 木予防接種を行う: 吉 木	ナ 美 医師につい ナ 美	栄 子 て、次のとお
地方自治法(昭和 に招集する。 平成21年9月18 山形県告示第844号 予防接種法施行会 り予防接種を行う主 平成21年9月18	3日 (昭和23年政令第 たる場所の変更が 3日	第101条第1項の 第197号)第4条 あった。 接種を	D規定により、山形 山形県知事 第1項の規定により 山形県知事	: 吉 木予防接種を行う: 吉 木	ナ 美 医師につい ナ 美	栄 子 て、次のとお 栄 子
地方自治法(昭和 に招集する。 平成21年9月18 山形県告示第844号 予防接種法施行会 り予防接種を行う主 平成21年9月18	3日 - (昭和23年政令第 たる場所の変更が 3日 - 下 防 す 変	第101条第1項の 第197号)第4条9 あった。 接種を 前	の規定により、山形 山形県知事 第1項の規定により 山形県知事 行 う 主 た 変	: 吉 本予防接種を行う: 吉 本る 場 所更 後	ナ 美 医師につい ナ 美	栄 子 て、次のとお 栄 子
地方自治法(昭和 に招集する。 平成21年9月18 山形県告示第844号 予防接種法施行会 り予防接種を行う主 平成21年9月18	3日 - (昭和23年政令第 たる場所の変更が 3日 予 防 i	第101条第1項の 第197号)第4条領 あった。 接種を 前 形所	の規定により、山形 山形県知事 第1項の規定により 山形県知事 行 う 主 た	: 吉 本予防接種を行う: 吉 本る 場 所更 後完	ナ 美 医師につい ナ 美 テ 変	栄 子 て、次のとお 栄 子

山形県告示第845号

次の医師は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成21年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

军	医 師 氏		名	予防接種を行う主たる場所
	i i i	IV.	71	医療機関名 所在地
荘		孝	徳	山 寺 医 院 山形市大字山寺4351番 1 号
並	花	仁	史	立 花 産 婦 人 科 医 院 山形市桜田西二丁目7番1号
阳	部	貞	義	清 野 医 院 東根市大字野川1318
長	澤	純	子	最上町立最上病院最上郡最上町大字向町64-3
吉	本	敬		町 立 真 室 川 病 院 最上郡真室川町大字新町469番1

山形県告示第846号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成21年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医師	т.		夕	予防接種を行う主たる場所		
		師 氏 名		1 1	医療機関名 所在地	
佐	々	木	高		綱	山 形 市 立 病 院 済 生 館 山形市七日町一丁目3番26号
鈴		木	慎		=	同同
笹			真			同同
中		島	幸		裕	しろにし診療所山形市城西町四丁目27番25号
五.	+	嵐			秀	いがらし内科循環器科クリニック 山形市銅町二丁目24番5号
櫻		井	麻	由	香	千 歳 篠 田 病 院 山形市長町二丁目10番56号
寺		島	和		人	陵 南 眼 科 ク リ ニ ッ ク 寒河江市仲谷地二丁目3番6号
武		田			光	ひ か り 皮 膚 科 東根市小林一丁目2番40号
三		浦	玄	太	郎	三 浦 医 院 東根市本丸南一丁目8番2号

三	浦	祥	子	同	同
髙	橋		香	最上町立最上病院	最上郡最上町大字向町64-3
高	野	満	夫	町立真室川病院	最上郡真室川町大字新町469番1号
小	山	隆	信	公立置賜川西診療所	東置賜郡川西町大字上小松2918番 2 号
石	Щ	廣志	郎	酒 田 市 立 八 幡 病 院	酒田市小泉字前田37番
安	藤	志穂	里	健生ふれあいクリニック	酒田市泉町1番16号
荒	木		桂	さくらこころのクリニック	酒田市字山田32番の1

県

公

報

形

山形県告示第847号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成21年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	事 業			名		地			ζ		名	工事完了年月日		
_	般	農	道	整	備	事	業	大	江	北	部	地	区	平成17年7月4日

山形県告示第848号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。 平成21年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 鶴岡市上田沢字蕨野8-9 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
- 3 保安林解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第849号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年9月18日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 保安林予定森林の所在場所 北村山郡大石田町大字横山字近江口山4421-2
- 2 保安林指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

- ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ハ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第850号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予 定である旨の通知があった。

平成21年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 解除予定保安林の所在場所

北村山郡大石田町大字横山字マリ道4422-1、4422-4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 保安林解除の理由

指定理由の消滅

山形県告示第851号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年9月18日から同年10月1日まで縦覧に供する。

平成21年9月18日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大字志戸田字多屋996番15から 同 字砂田865番1まで		旧	22. 0 メートル く 13. 6	メートル 32
同	上	新	23. 2 ×-トル	同 上

山形県告示第852号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年9月18日から同年10月1日まで縦覧に供する。

平成21年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 山形朝日線

2 供用開始の区間 山形市大字志戸田字多屋996番15から

同 字砂田865番1まで

3 供用開始の期日 平成21年9月18日

山形県告示第853号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成21年9月18日から同年10月1日まで縦覧に供する。

平成21年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東根市宮崎三丁目65番6から 同 68番7まで		旧	メートル 8.5	メートル 21
同	上	新	メートル 9.5	同 上

山形県告示第854号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成21年9月18日から同年10月1日まで縦覧に供する。

平成21年9月18日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 路 線 名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市宮崎三丁目65番6から

同 68番7まで

3 供用開始の期日 平成21年9月18日

山形県告示第855号

次の開発行為は、完了した。

平成21年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成21年4月13日 指令村総建第5001号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 - 上山市金生一丁目274-1、274-9、1212-3、1212-6、1212-7、1212-8、1212-9
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

山形市荒楯町一丁目21番34号

株式会社 平安典礼

公告

山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号)第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成21年9月18日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 講習会の日時及び場所
 - (1) 日 時 平成21年11月18日 (水) 午前9時から午後5時まで

平成21年11月19日(木)午前9時から午後4時30分まで

- (2) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 2階 講堂
- 2 受講手続

受講申込書を平成21年11月4日(水)までに山形市松波二丁目8番1号山形県土木部管理課県土づくり推進室 に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。

3 その他

詳細については、土木部管理課県土づくり推進室 電話(023(630)2430)に問い合せること。